

令和7年度措置診察等に係る精神障害者移送業務委託契約入札説明書

この入札説明書は、令和7年度措置診察等に係る精神障害者移送業務の契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「財務規則」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

静岡県知事 鈴木康友

2 入札に付する事項

令和7年度措置診察等に係る精神障害者移送業務委託契約書及び令和7年度措置診察等に係る精神障害者移送業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 入札参加者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有するものであること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業として、国土交通大臣の許可を受けた事業所であること。
- (3) 看護師、准看護師、救急救命士又は消防庁救急企画室長通知に基づき消防機関から患者等搬送乗務員適任証の交付を受けた者を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキに該当していないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (7) 公告の日から入札の日までの間に静岡県から入札参加資格制限措置又は指名停止措置を受けていない者であること。

4 入札に参加する者に求められる事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により、以下(1)～(3)に掲げる事項を令和7年3月13日（木）正午までに入札説明書等の配布場所に提出しなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業として、国土交通大臣の許可を受けた証の写し及び運賃設定届の写し
- (3) 看護師、准看護師、救急救命士又は消防庁救急企画室長通知に基づき消防機関から患者等搬送乗務員適任証の交付を受けていることを証する書面の写し

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 420-8601
住 所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館2階 障害福祉課
電 話 054-221-2920
F A X 054-221-3267
電子メール seisin@pref.shizuoka.lg.jp
- (2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間
令和7年3月4日(火)から令和7年3月11日(火)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
資料の配布を希望する場合は、下記メールアドレス宛てに請求し、資料データを返信する。
電子メール seisin@pref.shizuoka.lg.jp
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
日時 令和7年3月21日(金)午前11時00分
場所 静岡県静岡市葵区呉服町2-1-5 5風来館4階 障害者働く幸せ創出センターA会議室

6 入札書の提出方法

- (1) 入札者は、指定の入札書(様式2)に必要とする事項を記載し、封書に入れ、かつ、封書の外側に次の事項を記載し、5(3)に定める日時及び場所へ提出すること。
なお、郵便、電送による入札は認めない。
ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)
イ 【入札番号 障福第1059号 令和7年3月21日開札 「令和7年度措置診察等に係る精神障害者移送業務」に係る入札書在中】
- (2) 代理人が出席し、入札する場合、入札書に委任状(様式3)を添付しなければならない。
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額の合計額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。
イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。
ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。
エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札の開札等

- (1) 開札は、5(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (4) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することができるものとする。

8 入札心得

- (1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状(様式3)を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

- (4) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を著しく害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

9 入札の取止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 郵便、電送による入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、県において特に指定した事項に違反した入札

11 落札業者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約として、最低価格の入札者から見積書の徴収をすることができる。

12 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、県が交付する契約書に記名押印し、関係書類を添えて落札決定日の日から7日以内に県に提出しなければならない。ただし、県の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。
- (2) 契約の確定時期は地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が(1)に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

13 契約条項

契約書及び財務規則による。

14 その他

(1) 入札者は仕様書等について疑義がある場合において、質問票(兼回答票)(様式4)により、説明を求めることができる。

当該質問票の回答欄により回答する。

受付期間 令和7年3月4日(火)から令和7年3月11日(火)まで

受付方法 持参、郵送、電子メール又はFAX

受付場所 静岡県障害福祉課精神保健福祉班(静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館2階)

回答予定日 令和7年3月13日(木)午前10時までに回答

(2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(3) 入札から落札者の決定までに入札者が3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。

(4) 本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配布

(5) 本入札による契約の締結は、本件に係る令和7年度静岡県一般会計予算の成立を条件とし、令和7年4月1日付けで締結する。なお、予算が成立しなかった場合は、令和7年3月18日までに落札者に対して連絡する。

15 当該入札に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課精神保健福祉班

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-2920 FAX 054-221-3267

E-Mail seisin@pref.shizuoka.lg.jp

様式 1

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

令和7年度措置診察等に係る精神障害者移送業務委託に係る一般競争入札に参加したいので、下記の一般競争入札に参加する資格について確認されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること、入札説明書3(1)から(3)までに該当し、3(4)から(7)までのいずれにも該当しないものであること及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札参加者に必要な資格

令和7年度措置診察等に係る精神障害者移送業務委託契約入札説明書（以下「説明書」という）の3のとおり

2 添付書類

説明書の4のとおり

様式2

入 札 書

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

令和7年度措置診察等に係る精神障害者移送業務委託契約について、当該入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ、上記金額のとおり入札します。

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

(代理人氏名

印)

委任状

私は、 _____

代理人の印

を代理人と定め、

下記入札に関する一切の権限を委任します。

記

件名 入札番号 障福第1059号

令和7年度措置診察等に係る精神障害者移送業務委託契約の入札について

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

様式4

質問票（兼回答票）

あて先 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課精神保健福祉班

電 話 054-221-2920

FAX 054-221-3267

《差出人》

会社名_____

氏 名_____

電 話_____ F A X_____

E-Mail_____

表 題	
質 問	
回 答	

※ 質問はできるだけ簡潔に記載すること。

※ 質問1つにつき1枚を使用すること。